

●関係機関等の意見・協議等によって修正した箇所

関係機関等の意見・協議等によって、修正した箇所があります。

その内容のうち、「一般対策編」「震災対策編」「事故対策編」については以下の通りです。

修正数 18箇所

修正箇所	修正前	修正後
一般対策編 第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い宇治市づくり P. 16	第2節 林地災害の防止 (略) 1. 災害防止林の育成等に関する治山事業、造林事業等(略)、市総面積の約50パーセントを占めており、このうち約502ha(大半が私有林)が、 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 保安林整備事業 (略)、保安林の保護事業を積極的に推進し、	第2節 林地災害の防止 (略) 1. 災害防止林の育成等に関する治山事業、造林事業等(略)、市総面積の約50パーセントを占めており、このうち約499ha(大半が私有林)が、 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 保安林整備事業 (略)、保安林の整備事業を積極的に推進し、
一般対策編 第2編 災害予防計画 第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上 P. 41	3. 自主防災組織の育成 (略)、自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、(追加)取るべき避難行動を時系列で整理した(追加)避難計画(追加)の作成を促す。 (略)	3. 自主防災組織の育成 (略)、自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、 <u>指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定</u> 、取るべき避難行動を時系列で整理した <u>タイムライン(避難計画)</u> の作成を促す。 (略)
一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第7章 災害救助法の適用 P. 81～82	第1節 災害救助法の適用基準 2. 救助法の適用基準 (3) (略) (4) (略) (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。	第1節 災害救助法の適用基準 2. 救助法の適用基準 (3) (略) (4) (略) (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、 <u>内閣府令</u> で定める基準に該当すること。
一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第13章 特に配慮を必要とする人達の安全確保 P. 105	第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画 2. 交通情報の提供・一時収容施設等の提供 (2) 帰宅支援拠点等の提供 (略) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦の受入を優先する。(追加)	第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画 2. 交通情報の提供・一時収容施設等の提供 (2) 帰宅支援拠点等の提供 (略) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦の受入を優先する。 <u>また、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。</u>
一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第18章 生活必需品その他物資供給 P. 118	第5節 物資の輸送、配給方法と配給場所	<参考意見> 物資の輸送拠点について、特定の地域内輸送拠点を定める必要があるため、内容について御検討ください。
一般対策編 第4編 災害復旧計画 第2章 市民の生活確保 P. 160	第11節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業 2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資 (追加)の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。	第11節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業 2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資等の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅(削除)支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

修正箇所	修正前	修正後
		<p>(その他)</p> <p>○平成31年3月29日より府ホームページにおいて、山地災害危険地区の位置情報等を公開しておりますので、次回の見直しの検討に当たっては、山地災害危険地区に関する情報と対応方針等について記述願います。</p> <p>なお、見直しに当たっての具体的なことについては、山城広域振興局森づくり推進室まで相談願います。</p>
<p>震災対策編 第2編 災害予防計画 第3章 施設・構造物等の安全化 P.197</p>	<p>第3節 建築物・公共施設等の安全化 2. 多数の市民が利用する建築物 (2) 既存建築物については定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。また建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で位置づけられた<b>既設建築物</b>については、指導、助言、指示等により耐震診断、耐震改修を促進する。 3. (略) 4. 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備(略) (1) (略) (2) 応急危険度判定制度の推進(略)、各種演習等への参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。</p>	<p>第3節 建築物・公共施設等の安全化 2. 多数の市民が利用する建築物 (2) 既存建築物については定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。また建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で位置づけられた<b>既存耐震不適格建築物</b>については、指導、助言、指示等により耐震診断、耐震改修を促進する。 3. (略) 4. 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備(略) (1) (略) (2) 応急危険度判定制度の推進(略)、各種演習等への参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。 <b>また、「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」において実施される研修会にも積極的に参加し、必要な知識を得る。</b></p>
<p>震災対策編 第2編 災害予防計画 第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上 P.207</p>	<p>第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画 3. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定(関西広域連合)」を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。 (追加)</p>	<p>第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画 3. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定(関西広域連合)」を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。 <b>また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。</b></p>
<p>震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第5章 災害救助法の適用 P.229</p>	<p>第1節 災害救助法の適用基準 2. 救助法の適用基準 (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、<b>厚生省令</b>で定める基準に該当すること。</p>	<p>第1節 災害救助法の適用基準 2. 救助法の適用基準 (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、<b>内閣府令</b>で定める基準に該当すること。</p>
<p>震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第14章 飲料水、食料、生活必需品等の供給 P.259</p>	<p>第3節 生活必需品の供給</p>	<p>&lt;参考意見&gt; 物資の輸送拠点について、特定の地域内輸送拠点を定める必要があるため、内容について御検討ください。</p>
<p>震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第24章 文教対策 P.294</p>	<p>第3節 応急教育 3. 教科書及び学用品の調達並びに支給 (2) 災害救助法の<b>発動</b>のない場合(略)</p>	<p>第3節 応急教育 3. 教科書及び学用品の調達並びに支給 (2) 災害救助法の<b>適用</b>のない場合(略)</p>
<p>震災対策編 第4編 災害復旧計画 第2章 市民の生活確保 P.308</p>	<p>第14節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業 2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資<b>(追加)</b>の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。</p>	<p>第14節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業 2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資<b>等</b>の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅<b>(削除)</b>支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。</p>

修正箇所	修正前	修正後
震災対策編 第5編 南海トラフ 地震防災対策推進計 画 題5章 災害に強い 安全なまちづくりの 推進 P. 321	5. 東南海地震、南海地震等の時間差発生による 災害の拡大防止 本市は東南海地震と南海地震が、数時間から数日 の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐ ため、以下の対策等について検討する。また、東 南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続し て発生する恐れもあることから、東海地震（追 加）関連（追加）情報が発表された場合の対策等 についても検討する。 （1）東南海地震、南海地震等が連続して発生し た場合に生じる危険に関する啓発	5. <u>南海トラフ沿いにおける複数の地震（削除）</u> の時間差発生による災害の拡大防止 本市は <u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u> が、数 時間から数日の時間差で発生することによる被害 の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討す る。また、 <u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u> が 同時又は連続して発生する恐れもあることから、 <u>南海トラフ地震に関連する</u> 情報が発表された場合 の対策等についても検討する。 （1） <u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震（削            除）</u> が連続して発生した場合に生じる危険に関す る啓発
震災対策編 第5編 南海トラフ 地震防災対策推進計 画 第6章 関係者との 連携協力の確保 P. 324	第2節 防災体制に関する事項 2. 本市の対応 本市は東南海地震と南海地震が、数時間から数日 の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐ ため、以下の対策等について検討する。また、東 南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続し て発生する恐れもあることから、東海地震（追 加）関連（追加）情報が発表された場合の対策等 についても検討する。	第2節 防災体制に関する事項 2. 本市の対応 本市は <u>南海トラフ沿いにおける複数の地震</u> が、数 時間から数日の時間差で発生することによる被害 の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討す る。また、 <u>南海トラフ沿いにおいて複数の地震</u> が 同時又は連続して発生する恐れもあることから、 <u>南海トラフ地震に関連する</u> 情報が発表された場合 の対策等についても検討する。
事故対策編 第2編 予防計画 第14章 原子力発電 所事故災害への備え P. 354	第1節 環境放射線等モニタリング （略） 測定ポイント：府山城広域振興局（宇治矢落）	第1節 環境放射線等モニタリング （略） 測定ポイント：府山城広域振興局（宇治若森）
事故対策編 第3編 応急対策計 画 第17章 原子力発電 所事故災害対策 P. 409	（略）、本市は京都府地域防災計画において、 「防災対策を重点的に充実すべき地域（以下、 「関係市）」には含まれていないが、原子力発 電所事故発生後には、事故状況の把握はもとよ り、市民に対しての正確な情報提供、関係市（舞 鶴市）への支援として広域一時滞在（一時避難） の受入れ（避難所の開設）、（略）  （略）  第2節 情報の収集・伝達 危機管理課は、（略）	（略）、本市は京都府地域防災計画において、 「 <u>原子力災害</u> 対策を重点的に充実すべき地域（以 下、「関係市）」には含まれていないが、原子 力発電所事故発生後には、事故状況の把握はもと より、市民に対しての正確な情報提供、関係市 <u>（削除）</u> への支援として広域一時滞在（一時避 難）の受入れ（避難所の開設）、（略）  （略）  第2節 情報の収集・伝達 危機管理室は、（略）
事故対策編 第3編 応急対策計 画 第17章 原子力発電 所事故災害対策 P. 410	第5節 広報・広聴対策 （略） （3）モニタリングポストが設置されている宇治 測定所（宇治総合庁舎）の測定値データの公表	第5節 広報・広聴対策 （略） （3）モニタリングポストが設置されている <u>府山            城広域振興局（宇治若森）</u> の測定値データの公表